

鳥羽市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年11月1日

鳥羽市監査委員 清水久行

鳥羽市監査委員 世古安秀

記

監査の種類	平成22年度 定期監査	
監査実施期間	平成22年6月30日～8月11日	
結果区分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
共通事項	<p>より経済的な入札方法について</p> <p>導入した機器の維持管理において、システムの製作者であることやメーカーの系列会社であることを理由に保守点検等を随意契約で行っている事例が散見された。当初、機器等を導入する際、維持管理費に多額の費用が発生するものについては、これら費用を見越した入札方法を検討されたい。</p>	<p>今後のシステム導入では、導入部分の入札金額のみでなく、システムの内容・保守点検の費用等を考慮に入れ、総合的な評価にて落札者を決定するように努めます。</p>
農水商工課	<p>設計書の確認体制について</p> <p>石鏡漁港排水路整備工事において、設計書の一部誤りにより二度にわたり入札を中止していた。これらミスの原因は確認体制が不十分であったためと見受けられることから、チェック機能が働く方法を検討し、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>設計書の確認体制については、複数の検算者によるチェックを徹底し、再発防止に努めました。</p>
環境課	<p>一般廃棄物処理手数料の取扱い基準について</p> <p>一般廃棄物処理手数料に収入未済が見受けられた。一般廃棄物処理業の許可に対し、適切な対応をするため、手数料の取扱い基準等の整備を検討されたい。</p>	<p>未納業者には、協議を行い未収金の回収を図りました。また、基準等については、今後鳥羽志勢広域連合にごみ処理施設が移行することも踏まえ、検討していきたい。</p>

市民課	<p>補助金の交付要綱について</p> <p>交通安全母の会事業補助金において、補助金交付要綱によると、交付申請は毎年度4月末日までに提出しなければならない旨記載されているが、交通安全母の会の総会が6月末に開催されており、会長選出や承認の関係からそれ以降でないと交付申請書を提出できず、実情が補助要綱に沿わないものとなっていた。実情に沿った運用方法となるよう補助金交付要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>交通安全母の会補助金交付要綱の見直しについて、関係者と協議を行った結果、今後は総会を4月末日までに開催し、現行の要綱に沿った運用を行います。</p>
教育委員会 生涯学習課	<p>公民館等の使用料について</p> <p>使用料の納入回数が、菅島コミュニティアリーナは年2回、答志コミュニティアリーナは年1回となっていた。また、公民館使用料の納入方法は月ごと、3カ月に1回、半年ごとと様々であり、長期間公金を保管している状況からも、取扱及び管理方法が不十分であると見受けられた。統一的な使用料の納入方法及び、公金の適正な取扱や管理方法を検討されたい。</p>	<p>公民館等の使用料納付について、総会等や文書により各主事等に、月一度納付していただくように指導を徹底した。</p>
総務課	<p>管理マニュアルの作成について</p> <p>各小中学校や公民館などに自家発電機が設置されているが、稼働確認がなされていない状況であった。緊急時に確実に稼働させるためにも、管理マニュアル等の作成を検討し、定期的な稼働確認を行われたい。</p>	<p>自家発電機のマニュアルを図解付で作成・配布し、各施設の管理者等に防災訓練等の際に自家発電機を稼働して頂くよう依頼したことで、定期的な稼働が図られるように努めました。</p>